

エネルギー環境計画書制度の制度強化（案）に関する アンケート結果

エネルギー環境計画書制度における制度対象事業者に対し、「エネルギー環境計画書制度の制度強化（案）」についてのアンケートを実施しました。つきましては、アンケートで寄せられた「ご意見の概要」及び「ご意見に対する都の考え方」について概要（資料 2）及び詳細（資料 3）を公表します。

1 実施期間

令和 5 年 3 月 28 日から同年 4 月 20 日まで

2 対象者及び回答方法

制度対象事業者（都内に再エネを供給する事業者） 280 社による Web フォーム回答

3 回収数

61 社（全体の 21.8%）

※「エネルギー環境計画書制度の制度強化（案）について」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/200100a20230330145408862.files/R5_0328_29_ene_kyoka_1_siryo.pdf

<設問>

- (1) 各制度強化内容に関して、それぞれの内容を新たに報告・公表することへの課題や不明点があれば具体的にご回答ください。課題がある場合は、どのようにすれば報告・公表できるか、お考えをお書きください。
 - ア 2030 年度目標等（制度強化案①-1、2 関係）
 - イ 供給電力の計画・実績（制度強化案①-3 関係）
 - ウ 電源拡大（制度強化案①-4 関係）
 - エ 環境配慮（制度強化案①-5 関係）
 - オ メニュー（制度強化案②-1、2 関係）
- (2) 制度強化内容に関するご意見・ご感想があればお聞かせください。

「ご意見の概要」と「ご意見に対する都の考え方」 (概要)

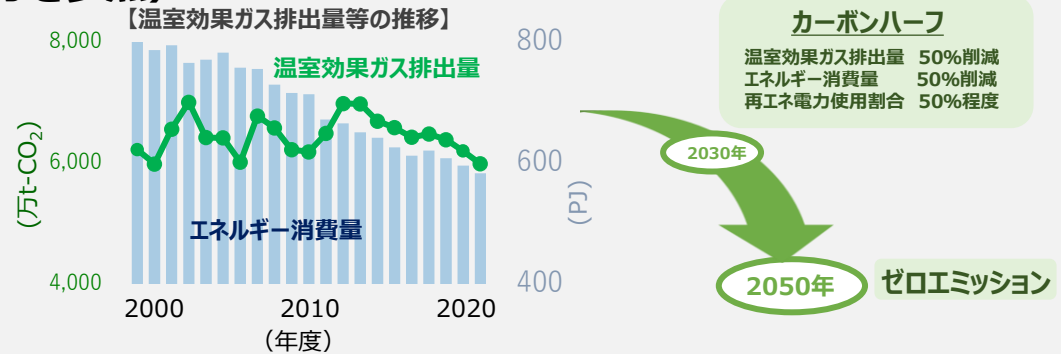
(1)ア 2030年度目標等（制度強化案①-1、2関係）

ご意見の概要

①「都内に供給する電力に占める再生エネ電力割合の2030年度目標水準50%」の設定が高い。また、各年度の目標の設定が難しい。

ご意見に対する都の考え方

■ 制度強化の趣旨を踏まえ、制度対象事業者様におかれましては、2030年度目標の設定及び目標具体化のため各年度の計画策定をお願いします。なお、都では小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進する補助事業を開始します。都の制度強化を見据え、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。（後述【ウ 電源拡大】②の都の考え方を参照）



- 気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年CO₂排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めている
- こうした中、都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明
- その実現には、更なる省エネの推進、脱炭素エネルギー利用への転換が不可欠。このため、エネルギー消費量の50%削減、再生可能エネルギー電力の使用割合を50%程度まで高めることを目指している

「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」（令和4年9月9日）※一部抜粋

(1)ア 2030年度目標等（制度強化案①-1、2関係）

ご意見の概要	ご意見に対する都の考え方
<p>② 目標が達成できなかった場合、罰則等はあるのか。</p> <p>③ 再エネ率の高いメニューへの切替えをお客様にアピールしていく方針だが、自社努力のみでは目標達成できない可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 提出された計画が達成できなかったことに対する罰則等はありません。■ なお、計画書又は報告書を提出しなかった場合や、規程に基づく公表を行わなかった場合は、東京都環境確保条例に基づき知事が特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることを規定しております。■ 制度対象事業者様には、多様な再エネ電力メニューの提供に努めていただくなどして、需要家に対し地球温暖化の対策の促進を働きかけていただきたいと考えております。■ また、東京都環境確保条例において、既に新築建物や既存建物における再生可能エネルギーの導入を促す制度を構築・運用しています。■ さらに、令和7年度から、新築建物については住宅等を対象に太陽光発電設備に関する新制度を導入し、既存建物についてはキャップ&トレード制度の強化等を実施していく予定となっております。

(1)イ 供給電力の計画・実績（制度強化案①-3関係）

ご意見の概要

① 発電者との契約上の守秘義務及び競争力の観点上、調達電源の詳細について公表することは差し控えたい。

② トラッキングされた発電所によらない電源を供給している場合は報告自体が難しい。

③ 全国に電気を販売しており、都内だけの電源構成、再エネ割合を集計することが困難である。

ご意見に対する都の考え方

■ 制度対象事業者様におかれましては、調達した電力の電源構成等の計画及び実績の報告と公表を行っていただきますが、公表につきましては、「**発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの**」及び「**他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの**」に該当することを明らかにしていただいた上で、**これらを公表内容に含めないことを可能に**します。また、需要家が電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、**需要家の照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めていただきたい**と考えております。

■ トラッキング付証書の購入等、**電源構成等の把握に可能な限り努めていただきたい**と考えておりますが、調達元の発電所に関する情報が**不明の場合は、報告・公表の対象外**とする予定です。

■ 「**都内に供給する電力に占める再エネ電力割合**」の算定に当たっては、都内での再エネ電力割合の把握が困難な場合、都内への電力供給量を全国又は東電管内での再エネ電力割合に乗じて算定していただくことも可能です。

(1)ウ 電源拡大 (制度強化案①-4関係)

ご意見の概要

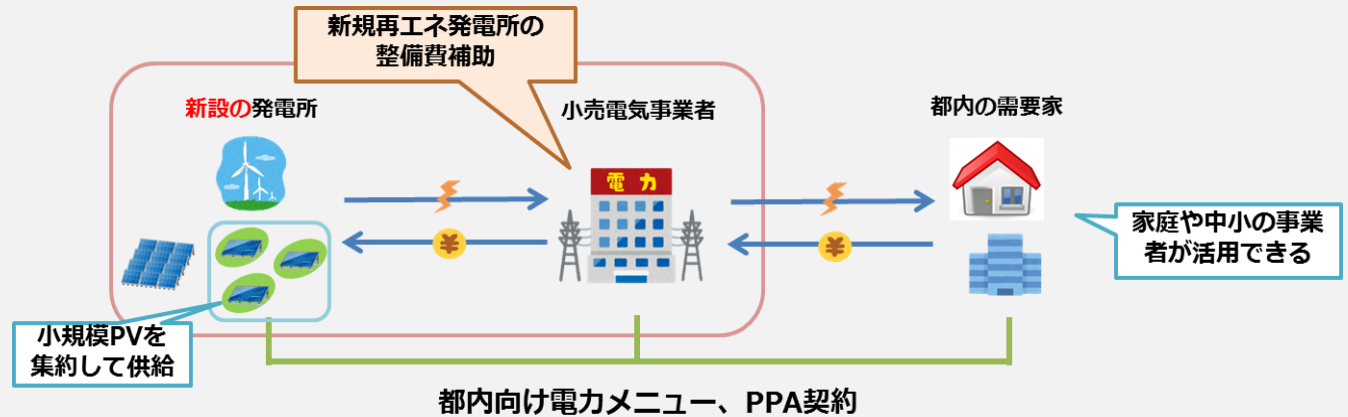
① バランシンググループに属しているため、当社独自の調達を考えていない。

② 再エネ電気の販売(売り先)の拡大を支援する制度が不足しているため、需要家側又は小売電気事業者側への支援の検討をお願いしたい。

ご意見に対する都の考え方

■ バランシンググループを形成している場合や取次事業者様の場合につきましても、制度対象事業者様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただきたいと思います。

■ 都内需要家向けに令和3年度から「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業(都外PPA)」を、小売電気事業者向けに令和5年度から「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」を開始する予定です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のほどご検討いただけますようお願い申し上げます。



令和5年度「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」

(1)I 環境配慮 (制度強化案①-5関係)

ご意見の概要

① 廃棄物など国内から調達するバイオマスについては、持続可能な燃料として認定可能か。

ご意見に対する都の考え方

■ 木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、廃棄物など国内から調達する燃料の取扱いにつきましては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を踏まえ、今後、詳細を検討してまいります。

(1)オ メニュー（制度強化案②-1、2関係）

ご意見の概要

① 事業戦略上、複数メニューを提供できるかは要検討である。現時点では、再エネ100%メニューのみ取り扱っている。

② 取引先との守秘義務で公開できないケースもあるので、公開するメニューは任意としてもらいたい。

ご意見に対する都の考え方

■ 脱炭素エネルギー利用への転換を推進いただいておりますことについて感謝申し上げます。コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニューの提供に努めていただく制度となっておりますが、取組が進んでいる制度対象事業者様におかれましては、再エネ割合が高いメニューのみの提供を行っていただくことも可能とする予定です。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

■ 制度対象事業者様におかれましては、既に温対法により国に提出いただいている内容と同様の情報について、都に対しても電力メニューの計画及び実績の報告と公表を行っていただきます。

■ なお公表につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」を含めないことを可能にします。また、需要家が電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、需要家の照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めていただきたいと思います。（前掲【イ 供給電力の計画・実績】①の都の考え方に同じ）

(2) 制度強化内容に関するご意見・ご感想

ご意見の概要

- ① 再エネ電力割合を2030年に50%とする目標が設定された背景や、高度化法の達成目標よりも高水準を設定したことの理由を示してもらいたい。
- ② 今回の制度改正によりかなりの業務負担につながると感じる。
- ③ フォーマットを早めに提供してもらいたい。

ご意見に対する都の考え方

■ 脱炭素社会の実現に向けた社会基盤を確立するためには、**2030年までの行動が極めて重要**となります。経済、健康、レジリエンスの確保を図り、あらゆる分野で脱炭素行動を加速していくことは、**都民・事業者のWell・beingを達成するためにも不可欠**です。この認識に立ち、東京都では、2030年までに温室効果ガスを半減する「**カーボンハーフ**」の実現を目指しております。

■ メニューの報告について**温対法による報告と同様の記載内容等**とさせていただくこと、また、計画書及び報告書の記載内容等について**温対法における様式・添付書類との一部統一化**を進めるなど、**制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります**。

■ おおよそ**1年程度の準備期間が確保されるよう東京都エネルギー環境計画指針を改正**するとともに、**今年度内に東京都エネルギー環境計画書作成ガイドラインの改正**を行ってまいります。



(参考) 令和5年度に提出いただく計画書・令和6年度に提出いただく報告書までは、引き続き、現行制度を適用

「主なご意見」と「ご意見に対する都の考え方」（詳細）

ご意見に関しては、記載に当たり、趣旨を踏まえて要約させていただき、また、趣旨が同じご意見はまとめさせていただいております。

(1)ア 2030年度目標等（制度強化案①-1、2関係）

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
目標水準は50%は必須で、さらに水準を高めることが望ましい。	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再生エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
各年度の計画値を報告・公表することは必須である。	
会社としての目標値が定まっていないところで報告とすることに関して課題がある。	
制度発足当初は明確な確定目標の報告は困難であるため、概略目標となる予定である。	気候危機が一層深刻化する中、世界は2050年CO ₂ 排出実質ゼロという共通のゴールに向けて急速に歩みを進めており、こうした中で都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明いたしました。その実現には、更なる省エネの推進、脱炭素エネルギー利用への転換が不可欠です。このためエネルギー消費量の50%削減、再生可能エネルギー電力の使用割合を50%程度まで高めることを目指しております。都内のエネルギー起源CO ₂ 排出量の約7割は電力消費に由来しております。2030年カーボンハーフに向け、エネルギー供給における脱炭素エネルギー利用への転換をさらに図っていくため、現制度において設定していただいている再生可能エネルギー利用率の中長期的目標に代わり、2030年度目標を設定していただきます。さらに、2030年度目標の達成に向けた計画を具体化するため、各年度の計画についても策定していただきます。制度強化の趣旨を踏まえ、制度対象事業者様におかれましては、2030年度目標の設定及び各年度の計画策定へのご理解とご協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。なお、都では小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進する補助事業を開始します。都の制度強化を見据え、ぜひご活用のご検討いただけますようお願い申し上げます。
東京都内向けの1年ごとの計画の策定は想定がないため、年度ごとの計画策定ではなく2030年度目標の設定のみとしてもらいたい。	
2030年度までの各年度の目標の設定が難しい。2030年度の目標と次年度の目標だけを設定し、進捗評価してはどうか。	
目標達成は義務ではないとのことだが、目標水準として50%が公表されると実質的に義務として世間から受け止められる懸念があるため、公表内容は各社の自主目標の設定のみとしてもらいたい。	
事業の特性上、再生エネ電源を地方自治体から入札により調達する割合が多数あり、毎年度希望する再生エネ量が確保できるかは定量的に目標を立てることが困難であるため、定性的な記載も可としてもらいたい。	
当社の実績として目標達成が難しい。制度改定により小売電気事業者へのペナルティは発生するのか。	
本目標を達成できなかった場合、罰則（罰金や社名公表など）は設定される予定か。	
この目標が未達に終わってしまった場合のペナルティの有無等を明確にしてもらいたい。	提出された計画が達成できなかったことに対する罰則等はございません。なお、計画書又は報告書を提出しなかった場合や、規程に基づく公表を行わなかった場合は、東京都環境確保条例に基づき知事が特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることを規定しております。
50%に達しなかった場合、罰則等はあるか。	
計画に対する未達についてペナルティはあるか。	
都と国が別の目標管理を行うことは事業者として対応の負担が大きい。対象エリアを含めて都と国の目標管理を1本化してもらいたい。	
国の制度目標では2030年度再生可能エネルギーは36～38%程度だが、都は再生エネのみで50%目標か。	都は、2030年カーボンハーフの実現を目指しております。都内のエネルギー起源CO ₂ 排出量の約7割は電力消費に由来しており、都では2030年までに再生エネ電力利用割合を50%程度まで高める等の目標を掲げており、その達成のために制度対象事業者様が都内に供給する電力に占める再生エネ電力割合の2030年度目標水準を50%程度とさせていただきます。

(1)ア 2030年度目標等（制度強化案①-1、2関係）

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
高度化法の達成目標や中間目標を念頭に再生電力の割合を高める予定だが、東京都の目標水準はさらに高水準の50%であるため、なんらかのインセンティブや目標達成に向けた支援等がなければ達成は難しい。	都では令和5年度から、小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者様による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用の方ほどご検討いただけますようお願い申し上げます。
各年度の計画策定について、高度化法の中間目標に沿った目標設定となる可能性が高いため、50%を達成するための具体的な支援策があれば提示してもらいたい。	
再生率の高いメニューへの切替えをお客様にアピールしていく方針だが、自社努力のみでは目標達成できない可能性がある。	制度対象事業者様には、多様な再生電力メニューの提供に努めていただくなどして、需要家に対し地球温暖化の対策の促進を働きかけていただきたいと思いますと考えております。また、東京都環境確保条例において、既に新築建物や既存建物における再生可能エネルギーの導入を促す制度についても構築・運用しています。さらに、令和7年度から、新築建物については住宅等を対象に太陽光発電設備に関する新制度を導入し、既存建物についてはキャップ&トレード制度の強化等を実施していく予定となっております。
2030年カーボンハーフに関して目標設定する事は可能だが、実質的には需要家の意思で非化石証書付きの電気を付けるか、付けないかが決まってしまう。	
東京都在住の企業（需要家）に対して条例などで義務化しない限りは最終的な達成は難しい。	東京都環境確保条例において、新築建物や既存建物における再生可能エネルギーの導入を促す制度を構築・運用しています。さらに、令和7年度から、新築建物については住宅等を対象に太陽光発電設備に関する新制度を導入し、既存建物についてはキャップ&トレード制度の強化等を実施していく予定となっております。
電気は全量を仕入先が調達しており、また、受給バランスグループの代表者との取決めにより自社調達を行うことが難しいため、自主的な取組による目標達成が困難である。	バランスグループを形成している場合にあっては、制度対象事業者様におかれましては、本制度の主旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、再生可能エネルギーの供給の拡大を推進していただきたいと思いますと考えております。
現状、他の小売電気事業者との取次契約のため契約先の方針に準ずる。	取次事業者の立場でありましても、制度対象事業者様におかれましては、本制度の主旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、再生可能エネルギーの供給の拡大を推進していただきたいと思いますと考えております。
中小の新電力が置かれている状況は極めて厳しい。人員不足もあり細かな報告書や数値化についての業務負担が心配である。	メニューの報告について温対法による報告と同様の記載内容等とさせていただくこと、また、計画書及び報告書の記載内容等について温対法における様式・添付書類との一部統一化を進めるなど、制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります。
「事業者別情報の公表」の再生利用割合は都内供給分についてのものか。	「都内に供給する電力に占める再生電力割合」の算定に当たっては、都内での再生電力割合の把握が困難な場合、都内への電力供給量を全国又は東電管内での再生電力割合に乗じて算定していただくことも可能です。
2030年度までの各年度について計画を策定するとあるが、報告書段階での先10年の報告内容はどのようなものになるのか（例えば、直近の達成率から考えられる、先10年の想定進捗率等を報告するなど）。	報告書におきましては、報告書提出年度の前年度の実績のみをご報告いただきます。
「再生利用拡大に努めること」とあるが、具体的にはどのようなことが該当するのか。	非化石証書の購入、新設された再生電力電源設備からの電力供給、多様な再生電力メニューの提供等が該当します。
例えば事業者として再生100%を5割、再生0%を5割供給した場合は、全体で再生電力割合は50%という考え方となるのか。	お見込みのとおりとなります。
高度化法と対象の非化石証書の種類が異なることから、計画を公開する場合には、誤解を招かないような表記にしたい。	ご意見を参考に、制度対象事業者様がより利用しやすい制度になりますよう、今回の制度強化の詳細を検討してまいります。

(1)イ 供給電力の計画・実績 (制度強化案①-3関係)

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等の公表は必須である。	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
現在も電源構成等を公表しており問題はない。	
地方自治体から入札により調達している電源が多数あるため、大部分を競争上の問題により公表できない。	制度対象事業者様におかれましては、調達した電力の電源構成等の計画及び実績の報告と公表を行っていただきますが、公表につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」に該当することを明らかにしていただいた上で、これらを公表内容に含めないことを可能にします。また、需要家が電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、需要家の照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めていただきたいと考えております。
発電者との契約上の守秘義務及び競争力の観点上、調達電源の詳細について公表することは差し控えたい。	
電源の種別(火力、太陽光、非FITなど)についての公開は本来の趣旨に適うものと理解できるが、発電事業者名や所在地などの報告や公開まで必要とは考えられないため、報告事項から除外してもらいたい。	
発電所情報は取引先との守秘義務があることや、電源調達戦略に関わる内容であることから、開示が難しい。	
需要家は事業者を選別するに当たっては、発電所名や所在地といった個別の情報まで一般向けに公表する必要性がない。	
電源調達の詳細は事業運営における機密情報であり、公表する／しないの選択権は、東京都ではなく事業者にあるのではないかと。	
現在の契約では、第三者に発電所の詳細情報を公開できない。	
発電所に関する情報(発電所名称や設置者名、発電規模、運転開始日等)は発電者の同意なく報告・公表することができないため、大部分は報告不可・非公表となる可能性が高い。	
バランシンググループ代表者からは、電源構成についてはシークレットな部分として弊社にも開示されていない部分が多い。法的に開示を促した強制力がない限り、都が求める報告ができるか否か不明である。	
相対契約を結んでいる発電所において、所在地等の情報を報告・公表するには別途同意が必要である。	
自社発電所を持たず、相対で調達する場合、発電所の所在地等の情報開示については調達先の意向に左右される。	
規模が小さい小売電気事業者ではバランシンググループ親会社に電源構成を依存しているため、自社でできることは限られてしまう。	
特定可能な電源は報告し、難しい場合は報告なし、と分けるべきである。	
非FIT非化石証書のトラッキングなしを利用した場合には、発電所の所在地・運転開始時期などを特定できないが、どのように考えているのか。	トラッキング付証書の購入等、電源構成等の把握に可能な限り努めていただきたいと考えておりますが、調達元の発電所に関する情報が不明の場合は、報告・公表の対象外とする予定です。
FIT非化石証書等でトラッキングができない場合はどうするか。	
トラッキングされた発電所によらない電源を供給している場合(市場調達など)は、報告自体が難しい。	
トラッキングを付けていない非化石証書の購入が多いため、電源種別の情報が記入できない恐れが生じる。	
当社の調達状況では調達先の電源の供給割合の追跡が困難であることから、制度の見直しをしてもらいたい。	
特定可能な電源は報告し、難しい場合は報告なし、と分けるべきである。	
非FIT非化石証書のトラッキングなしを利用した場合には、発電所の所在地・運転開始時期などを特定できないが、どのように考えているのか。	

(1)イ 供給電力の計画・実績（制度強化案①-3関係）

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
電源情報の開示については、電源種別ごとに集約した形又は従来通り電源構成の開示のみしてもらいたい。	
電源種別とそのボリュームが伝われば十分ではないか。	
現行制度では電力と環境価値は分離されているため、発電所に関する情報を公表する場合は、非化石証書の利用状況に基づき行うべきではないか。	需要家が自らの考えに合った電源調達先を選定できるよう、調達した電力の電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等に加え、発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表していただきます。
発電所の詳細情報について、需要家が必ずしも必要としないにもかかわらず、計画書や報告書内での記載を必須とする点については合理性が見出せないため、情報の使い道や情報公開によるメリットを具体的に提示してもらいたい。	
相対調達の場合、一般的に発電所の指定等を行わない条件となり、発電所を指定することによる調達コストの増加について懸念する。	計画書には電源構成等を可能な限り記載していただき、また、当該計画の達成に向けた取組に努めていただきたいと考えております。
調達電源の詳細情報の記載について「〇〇由来の再エネ電源を段階的に増加させる見込み」などといった大まかな記載はできても詳細まで計画に折り込むことは実務上現実的ではない。詳細が決まっていなかった場合には当該部分の記載省略を認めることとしてもらえれば報告は可能である。	調達電源の詳細情報につきましては、供給する電気の属性に関する計画に関しまして「東京都エネルギー環境計画指針」に基づき、計画書提出年度における「発電所の名称、位置」「発電事業者の名称」「発電に用いるエネルギー種別」「FIT又はFIPの認定有無」「発電規模」「運転開始日」等を記載していただく予定です。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
計画において、調達コストや実現性の面から、発電所情報の詳細設定は困難な可能性が高いため、詳細設定の割愛も選択可能とする様式にしてもらいたい。	
将来的な計画に関して具体的な発電所名称を記載することは基本的に不可能である。	
全国の販売量のうち、都内への販売量で都内分を按分する方法にすることができないか(再エネ比率は全国と同一)。	「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合」の算定に当たっては、都内での再エネ電力割合の把握が困難な場合、都内への電力供給量を全国又は東電管内での再エネ電力割合に乗じて算定していただくことも可能です。
全国に電気を販売しており、都内だけの電源構成、再エネ割合を集計することが困難である。	
昨今のように供給バランスが崩れると計画の予実管理が意味をなさなくなる。供給の安定化ありきと考える。	供給の安定は国としても重要な施策であり、都においても、電力の危機的な状況などへの対応と将来のエネルギー安定確保のため、令和4年5月に「エネルギー等対策本部」を設置し、HTT(電力を④減らす①創る①蓄める)の旗印のもと、重層的に対策を実行しております。
弊社は日本全国で多数の発電所(家庭用太陽光卒FIT含む)から特定卸供給等で調達しているため、全ての発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表することは困難である。	ご意見を参考に、制度対象事業者様がより利用しやすい制度になりますよう、今回の制度強化の詳細を検討してまいります。
再エネ割合は証書量で評価するならば、電源構成については電力の小売営業の指針に定められているように非化石証書の調達割合も併記した方がよいのではないか。	ご意見を参考に、需要家が自らの考えに合った電力調達先を選定できるよう、今回の制度強化の詳細を検討してまいります。

(1)ウ 電源拡大 (制度強化案①-4関係)

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大、調達計画や、都内供給電力量に占めるその調達割合の実績を報告・公表することは望ましい。	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
弊社ではグループ発電所由来の国産木質バイオマス電気に特化して供給しているが、バイオマス発電所の新設は容易ではなく、実績ゼロが続いてしまうことが想定される。実績値とともに、必要に応じて事情や理由も合わせて公表するか否か、小売電気事業者側で選択できるようにしてもらいたい。	ご意見を参考に、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の調達割合がゼロであった場合における報告の方法については、今後、詳細を検討してまいります。
考え方については理解するが、民間企業である以上価格競争力の観点からも毎年毎年「前年度に新たに設置した再エネ電源」をポートフォリオの一つとして利用拡大していくことは非常に困難である。	再エネ電源拡大を促進するため、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただきたいと考えております。ご意見を参考に、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の調達割合がゼロであった場合における報告の方法については、今後、詳細を検討してまいります。
バランシンググループに属しているため、当社独自の調達は考えていない。	バランシンググループを形成している場合につきましても、制度対象事業者様におかれましては、本制度の主旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただきたいと考えております。
調達電源は契約上他のルートを引くことができず、既存調達先の動向に左右されてしまう。	制度対象事業者様におかれましては、本制度の主旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただきたいと考えております。
FITやFIP制度など再エネ電源の新規投資促進策は積極的に実施されているが、現状、再エネ電気の販売(売り先)の拡大を支援する制度が不足しているため、需要家側又は小売電気事業者側への支援の検討をお願いしたい。	都内需要家向けに令和3年度から「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業(都外PPA)」を、小売電気事業者向けに令和5年度から「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」を開始する予定です。
「数値に表れない再エネ電源の増加につながる取組」について、より具体的に提示してもらいたい。	具体的な例としましては、オフサイトPPAにおける災害時での電力地域利用を可能とするような地元自治体との協定締結などの地元貢献や、系統には流れない自己託送のような取組です。
令和5年度予算案による再エネ電源開発に関する支援事業の計上は良い取組だと思うが、どれだけの小売電気事業者がこれを活用できるか疑問である。	都では令和5年度から、小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者様による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
小売電気事業者向けの再エネ電源開発に関する支援事業について、詳細内容を教えてもらいたい。	現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。

(1)ウ 電源拡大 (制度強化案①-4関係)

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
<p>小売電気事業者向けの再エネ電源開発に関する支援事業について、詳細内容を教えてもらいたい。</p>	<p>現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>再エネ利用率を促進する必要性は理解できるものの、全対象者が再エネ発電所を新設できるとは限らず、その様な事業者の報告内容がどのようになるか不明瞭である。</p>	<p>制度対象事業者様が「前年度に新たに設置した再エネ電源」から調達した場合に報告を行っていただきます。</p>
<p>新設の再エネ発電所と相対契約により再エネを調達する場合は「前年度に新たに設置した再エネ電源」に該当するか。</p>	<p>制度対象事業者様が「前年度に新たに設置した再エネ電源」から相対契約により調達する場合も計画・報告の対象となります。</p>
<p>売電事業の調達と自社使用の電力調達とに分けて報告することが困難である。</p>	<p>制度対象事業者様としての電力供給について報告していただきます。</p>
<p>「前年度新たに設置した再エネ電源」を対象としているが、対象電源が非常に限定的となるため、対象年度の拡大を検討してもらいたい。</p>	<p>再エネ電源の増加につながる電力に対する需要家ニーズにも対応することが重要ですので、「前年度に新たに設置した再エネ発電所」からの調達について報告・公表していただきます。なお、前々年度以前に新たに設定した再エネ電源からの利用拡大については、再エネ電源拡大を促進する観点から、報告・公表の方法について今後、詳細を検討してまいります。</p>
<p>都内供給電力量に占めるその調達割合を算定する算定式がイメージできてない。</p>	<p>「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合」の算定に当たっては、都内での再エネ電力割合の把握が困難な場合、都内への電力供給量を全国又は東電管内での再エネ電力割合に乗じて算定していただくことも可能です。</p>
<p>再エネ電源の都内供給電力量に占める調達割合の実績は、明確化できる案件、出来ない案件が分かれるはずである。配慮した報告内容としてもらいたい。</p>	<p>制度対象事業者様が把握し得る「新たに前年度設置した再エネ電源」についてご報告いただく予定です。</p>
<p>2030年度までに電力マーケットがどのように推移しているか不明であり、一社ではなく、複数社で太陽光発電等に取り組める仕組みがあればありがたい。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>再エネ電力調達費増大方法の事業者に対する教育が必要である。</p>	
<p>再エネ開発をしたいと金融機関に相談しても融資が難しい。</p>	
<p>当社も再生可能エネルギーを導入検討しているが、必ずしも東京エリアで太陽光発電等の再生可能エネルギーを開発できるかは不透明である。</p>	<p>本制度におきましては、制度対象事業者様が供給する電気の発電所の立地場所に関する指定はございません。</p>

(1)I 環境配慮 (制度強化案①-5関係)

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
契約できる再エネ電源の情報があれば実施したい。	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
周辺環境や地域共生に配慮した発電所からの電力調達に努めることは望ましいと考えている。	
調達先を検討する小売電気事業者にとって、それが周辺環境や地域共生に配慮した発電所であるかどうかをどのように判別すればよいか。	周辺環境や地域共生に配慮した発電所であるか否かの考え方につきましては今後、詳細を検討してまいります。
バイオマス発電所のみクローズアップされているように感じられる。持続可能性はほぼバイオマス発電所でも配慮されているとは感じるが、第三者認証が必須か。	非FITバイオマス発電所の場合、燃料となる輸入木材、PKS、パーム油等について、持続可能性に関する第三者認証(FIT制度において認められたRSPO等)を取得していることを示していただきます。
非FITバイオマス発電所の燃料について、輸入木材・PKS・パーム油等以外は持続可能性に配慮した燃料と判断されるのか。	木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、廃棄物など国内から調達する燃料の取扱いにつきましては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」を踏まえ、今後、詳細を検討してまいります。
バイオマスの持続可能性について、国内から調達している燃料には要件が設けられるのか。	
廃棄物発電所は住民が存在する限り燃料となる廃棄物は継続的に供給されるため、持続可能性のある電源として認定可能か。	
持続可能に、一般廃棄物は含まれるのか。	
周辺環境や地域共生に配慮した発電所からの調達も必要だが、調達可能量が限定的とならないよう発電所の稼働が増える支援策を検討してもらいたい。	都では令和5年度から、小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者様による再生可能性エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。
電源調達自体はバランスグループ代表に委ねており、それとは別に地産地消の電源を持つことがすぐにはできる環境としたい。	バランスグループを形成している場合にあっても、制度対象事業者様におかれましては、本制度の主旨をご理解いただき、地球温暖化の対策を推進するため、「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただきたいと思います。
再エネ電力の価格水準によっては調達が困難、又は会社運営が困難になる恐れがある。事業者の負担が過大とならないよう補助金支給を含めて必要な政策を実施してもらいたい。	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
非FITバイオマス発電所からの再エネ調達に関し持続可能性への配慮が必要とのことだが、例示されている第三者認証RSPO等のような認証制度は非FIT発電所についてもあるのか。	一般的に、非FITバイオマス発電所においても第三者認証を取得することは可能です。

(1)オ メニュー（制度強化案②-1、2関係）

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
非化石価値を付与した電力の提供は検討中であり、特に問題はない(価格面での検討は必要である。)	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
再エネ電力メニュー名の設定や需要家への再エネに関する情報の公表等を新たに行う必要がある。取引先との守秘義務で公開できないケースもあるので、公開するメニューは任意としてもらいたい。	制度対象事業者様におかれましては、既に温対法により国に提出いただいている内容と同様の情報について、都に対しても電力メニューの計画及び実績の報告と公表を行っていただけます。なお公表につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」を含めないことを可能にします。また、需要家が電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、需要家の照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めていただきたいと思います。
再エネメニューの展開は個社の販売戦略に関わる部分であるため、特定の再エネメニューについて、東京都のデータベース上では非公表とすることを選択可能としてもらいたい。	
弊社は再エネ100%もしくは80%(標準プラン)の電力メニューを販売しており、低い再エネ比率のメニューを用意することにメリットを感じていない。また、弊社独自の電力トラッキングにより発電所指定サービスを提供することでお客さまに選んでいただく機会を創出している。	
多様なメニューを設定したことを評価するのではなく、メニューの中身が大切。弊社の場合、価格は他社の再エネ電力メニューではない通常の電力メニューと同一だが、再エネ比率を高めていくよう努力をしている(証書ベースであれば現状再エネ比率90%以上)。したがって、多様なメニューを作る必要性はない。	脱炭素エネルギー利用への転換を推進いただいておりますことについて感謝申し上げます。コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニューの提供に努めていただく制度となっておりますが、取組が進んでいる制度対象事業者様におかれましては、再エネ割合が高いメニューのみの提供を行っていただくことも可能とする予定です。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
事業戦略上、複数メニューを提供できるかは要検討である。現時点では、再エネ100%メニューのみ取り扱っている。	
多様な再エネメニューの提供は手段であり、結果である再エネメニュー販売量の増を評価してもらえような仕組みにしてもらいたい。	コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニューの提供に努めていただきたいと思います。再エネメニューの販売量の増は、再エネ利用拡大の取組の一環として、報告書に記載することで需要家に対し情報提供を行っていただけます。
需要家は同グループ会社(グループの店舗・施設)のみなので、メニューに関する情報を公表することは想定していない	コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、また需要家が実際に選択できる電力商品の情報を得られるよう、多様な再エネ電力メニューの提供及び情報の公表を行っていただきたいと思います。
経産省へ提出している排出係数以上の報告内容は、小売電気事業者への報告負荷を上げることにもなるため、報告対象は精査してもらいたい。	メニューの報告について温対法による報告と同様の記載内容等とさせていただきます。また、計画書及び報告書の記載内容等について温対法における様式・添付書類との一部統一化を進めるなど、制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります。
電力メニューの内容(計画値)の公表に関連し、電源構成や排出係数は計画値と一致させることが困難である(電源構成は発電所の突発停止の可能性がある。排出係数は算定に使用されるパラメータの一部の公表が年度を超えるため調整が困難である。)	計画書においては、電力メニューの内容と、電源構成や排出係数等の内容を一致させることを求めてはおりません。
問題ない。ただし、計画に対して確実に達成できるかについては保証できない。	電力メニューの計画を報告・公表していただくことにご賛同いただき、誠にありがとうございます。計画達成に向けた取組についても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
都内向けにメニューを設定した場合(再エネ50%など)、温対法による報告でも同様にメニューを分ける必要があるか。	温対法による報告につきましては、国のルールに基づき行っていただくことになります。
計画値公表自体は問題ないが、特に低炭素電力認定にあたっては、係数や電源構成を担保することを求めない制度にしてもらいたい(現在の低炭素電力制度では、メニュー別で認定した場合、係数等の担保が必要なため、メニュー別での認定取得は見送っている。)	キャップ&トレード制度における低炭素電力の選択の仕組みに関する第四計画期間における方向性については、5月22日から開始している「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく既存建物の気候変動対策に係る2025年度からの取組」に関する意見募集(パブリックコメント)の別紙3の9ページに記載しております。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_overview/public_comment.html#page=9 制度対象事業者が使用した電力の排出係数等の根拠の確認方法の詳細については、今後検討してまいります。

(2) 制度強化内容に関するご意見・ご感想

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
制度強化に対する方針や考え方は良く分かった。実施事項について、資料を再読して落とし込みたい。	
制度の内容がまだ具体化していないので内容が決まればグループ内で方針を決めていく。	今回の制度強化にご賛同いただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見を参考に、今後も再エネ供給を拡大していくための施策を進めてまいります。
電気小売の量が現時点では極めて小さく、また、相対取引で電力を調達しており、仕入先の電源構成に依存せざるを得ない状況だが、制度強化の趣旨には大いに賛成なので、仕入先、需要家との対話を深めていきたい。	
昨今の国の節電プログラムでは、その補助金申請に留まらず、後出して詳細な報告書を求められ、相当の作業量であるために業務に支障が出てしまう担当者も存在する。	
今回の制度改正によりかなりの業務負担につながると感じる。	メニューの報告について温対法による報告と同様の記載内容等とさせていただきますこと、また、計画書及び報告書の記載内容等について温対法における様式・添付書類との統一を進めるなど、制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります。
生産性向上の観点からも提出資料など数量減だと現場的に助かる。	
報告書を求める立場は理解できるが、作業内容の負担全てを小売事業者にお任せするといった制度でないことを要望する。	
多くの情報を報告し公表されたとして、広告効果は小さく、ターゲットとする顧客にスポットで届けるなどはできない。小売電気事業者としては、計画・報告の手間だけが增えることになる気がする。	メニューの報告について温対法による報告と同様の記載内容等とさせていただきますこと、また、計画書及び報告書の記載内容等について温対法における様式・添付書類との統一を進めるなど、制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります。また、都による情報発信を改善し、需要家が選択しやすい情報データベースにしていくなど、都としても意欲的に取り組む制度対象事業者様の後押しをさせていただきます。
都が目指す姿の実現に向けては、小売電気事業者の実務負担や電源調達の実情を鑑みて記載の省略や支援制度の拡充など対応をお願いしたい。	メニューの報告について温対法による報告と同様の記載内容等とさせていただきますこと、また、計画書及び報告書の記載内容等について温対法における様式・添付書類との統一を進めるなど、制度対象事業者様の負担軽減に努めてまいります。また、都では令和5年度から、小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者様による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。
再エネ電源開発は小売電気事業者にとっても資金面、体力面で一定の負担が生じることとなるため、経営体力の劣る中小新電力においても東京都の取組に貢献できるような多様な支援策を引き続き検討してもらいたい。	都では令和5年度から、小売電気事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者様による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。現在、事業開始に向け、制度対象事業者様等のご意見を反映しつつ、より利用しやすい補助事業の詳細を検討中です。申請受付開始時には都又は東京都環境公社のホームページにて公開されますのでご覧いただき、ぜひご活用のご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。
制度に伴った補助金など、促進するための政策はあるか。	
制度強化には基本的に賛成するが、供給電力の報告など現実的ではない点について考慮をお願いしたい。	需要家が自らの考えに合った電力調達先を選定できるよう、調達した電力の電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等に加え、発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表させていただきます。
非公表の範囲を拡大してもらいたい。	制度対象事業者様におかれましては、調達した電力の電源構成等の計画及び実績の報告と公表を行っていただきますが、公表につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」に該当することを明らかにしていただいた上で、これらを公表内容に含めないことを可能にします。また、需要家が電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、需要家の照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めていただきたいと思いますと考えております。

(2) 制度強化内容に関するご意見・ご感想

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
<p>発電量が不足して国が節電要請を行う状況では、再エネで発電した電気か、化石燃料で発電した電気かを選択する余地がないと思う。発電量の全体の20～25%しかない再エネ電源を誰が売り買いするかは重要ではなく、原因の解決のために再エネ電源を増やす政策が必要である。本当に電氣量が必要な「太陽が出ない冬の日」に発電しない太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電の推進をしてもらいたい。</p>	<p>エネルギー環境計画書制度の制度強化に加え、都外からの再エネ電源からの電力利用の促進等により、再エネ電力の利用拡大を推進してまいります。</p>
<p>再エネ比率が高い小売電氣事業者が、電源開発の補助を東京都から受けることができない点について、違和感がある。</p>	<p>都では令和5年度から、小売電氣事業者様による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電氣事業者様による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始します。なお、再エネ割合が原則50%未満の小売電氣事業者が対象となっております。ご意見につきましては、今後詳細を検討していく中で参考とさせていただきます。</p>
<p>東京都で供給する再エネ電氣の比率を高めることは、東京都としては環境対策に取り組んでいることになるが、日本全体としてみると他県にシワ寄せ（他県の排出係数が高くなるだけ）が来るだけで、再エネ電源を新たに増築することが有意義な取組ではないかと思慮する。</p>	<p>エネルギー環境計画書制度の強化において「前年度に新たに設置した再エネ電源」の利用拡大に努めていただくとともに、都では令和5年度から、小売電氣事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電氣事業者による再生可能エネルギー電力の都内への供給拡大を目指すための補助事業を開始するなど、都として再エネ電力の拡大を推進していきます。</p>
<p>都内電力消費量に占める再エネ電力割合を2030年に50%とする目標が設定された背景や、高度化法の達成目標よりも高水準を設定したことの理由を示してもらいたい。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた社会基盤を確立するためには、2030年までの行動が極めて重要となります。経済、健康レジリエンスの確保を図り、あらゆる分野で脱炭素行動を加速していくことは、都民・事業者様のWell-beingを達成するためにも不可欠です。この認識に立ち、東京都では、2030年までに温室効果ガスを半減する「カーボンハーフ」の実現を目指しております。</p>
<p>弊社は2023年度の受入電力量からメニュー別として報告している。再生可能エネルギー導入率が約9割のメニューと再生可能エネルギー導入率が約3割のメニュー（残差）があるが、2030年度目標水準の50%については、どちらが基準となるか。</p>	<p>2030年度目標水準は、電力メニュー別ではなく、制度対象事業者様が都内に供給する電力に占める再エネ電力割合を算定していただきます。</p>
<p>小売電氣事業者としては、都道府県ごとに色を付けているわけではない場合、国への排出量報告を都内供給電力で按分した量にて報告できないか。</p>	<p>「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合」の算定に当たっては、都内での再エネ電力割合の把握が困難な場合、都内への電力供給量を全国又は東電管内での再エネ電力割合に乗じて算定していただくことも可能です。</p>
<p>計画値時点での再エネメニュー公表につき、2024年度から都内の供給件名の再エネ割合の目標・実績管理を始める必要があるため、フォーマットを早めに提供してもらいたい。</p>	<p>円滑に新たな制度を運用していくためには、制度対象事業者様が対応できるよう事前に準備を進めていただくことが重要であると考えております。おおよそ1年程度の準備期間が確保されるよう東京都エネルギー環境計画指針を改正するとともに、今年度内に東京都エネルギー環境計画書作成ガイドラインの改正を行ってまいります。</p>

(2) 制度強化内容に関するご意見・ご感想

ご意見の概要	ご質問に対する都の考え方
2030年までに都内の再エネ電力利用割合を50%まで高めることは、非常に高い目標である。	支援制度もご活用いただきながら、制度対象事業者様が設定する目標を達成していただきたいと考えております。
事業者別の目標値や実績値、メニュー等の公表にあたっては、実績値や結果だけでなく、未達理由や自社の特徴など積極的にアピールしたい事項など記載できる箇所を設け、事業者の希望に応じ記入を選択できるようにしてほしい。	ご意見を参考に、制度対象事業者様がより利用しやすい制度になりますよう、今回の制度強化の詳細を検討してまいります。
取組は良いが、取組に積極的でない事業者への配慮はしてもらいたい。	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、今回の制度強化におきましては、都による情報発信を改善し、需要家が選択しやすい情報データベースにしていくなど、都としても意欲的に取り組む制度対象事業者様の後押しを行います。
国の高度化法目標においては非FIT非化石証書の再エネ指定有・無ともに使用可能だが、東京都の再エネ電力目標において非FIT非化石証書(指定無)が使用できない場合、非FIT非化石証書(再エネ指定有)に需要が集中し、各社が十分な証書量を調達できない可能性が懸念される。	都では非FIT非化石証書(再エネ)に限らず、FIT非化石証書、グリーン電力証書など他の再エネ価値による算出も認めているため、非FIT非化石証書(再エネ)のみに需要が集中することは生じないと考えております。
高度化法義務が無い事業者は価格の安いFIT非化石証書のみを調達すればよく競争上不公平が生じるため、国の方針と整合した制度設計の検討をお願いしたい。	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
事業者に目標を定めさせ、その進捗管理を指摘・指導するばかりでなく、協同・育成の姿勢で行政と事業者が協調しながら共に難題に取り組むという姿勢をもって当たってもらいたい。	
電力小売りは制度変更め事業環境の変化が大きく、目標のとおり事業が進まないことが想定される。また、同じ再エネでも太陽光、風力、バイオマス等の種別や、バイオマスの中でも国産木材にこだわった運用をしている場合など様々特徴がある。	
エネルギーミックスでは2030年度時点の再エネ電源比率の目標が36～38%となっており、再エネ目標50%の場合、全国平均以上の再エネを集める必要があるため、場合によっては、都内向け供給については非化石価値分を転嫁して販売せざるを得ない状況も考えられる。	